

質問回答書

	質問	回答
1	【要求水準書 P4 指定管理者が自らの責任と費用で修繕するもの】 修繕及び更新が必要となった場合は・・（1件 60 万円以下のもの）とありますが、これは税抜き金額と捉えてよろしいでしょうか。 また、この修繕の件数・費用は無制限に指定管理者での負担でしょうか。	税込金額となります。 また、修繕等については、無制限に対応するのではなく、運営の中で支障をきたさない範囲で、町と指定管理者で協議の上、判断することになります。
2	【要求水準書 P5 7. 物品管理業務】 (3)・・指定管理者が自らの責任と費用で更新する物は・・・①自然劣化による物品の更新とありますが、別添 3 の物品の中には車両関係が含まれています。P4. において車両管理業務では（1 件 60 万円以下のもの）と追記がある為、別添 3 の物品においても指定管理者の責任と費用で更新する物は1 件 60 万円以下のものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 また、管理物品の更新等についても、運営の中で支障をきたさない範囲で、町と指定管理者で協議の上、判断することになります。
3	【要求水準書 p9 4. 原状回復義務 リスク分担表 経済】 該当箇所の文末に「著しいものを除く」と記載されていますが、増額の協議は行えると考えてよろしいでしょうか。	指定管理料については、指定管理者の経営努力を促す観点から、指定管理業務の実施により指定管理者に利益又は損失が発生しても、原則として、指定管理料は精算しません。 しかし、経済情勢の著しい変化、法の改正（消費税率の変更等）及び特別な事案が生じた場合は、町と指定管理者で協議を行います。